

相続ニュース

2016年5月16日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺贈と相続税

はじめに

遺贈により財産を取得した場合は、相続税の対象となります。もちろん放棄も認められています。

遺贈により、遺言書に書かれた相続人以外の者に財産を遺贈することができます。

相続税負担の軽減策として有効なので相続税対策としてもよく使われます。

それでは、遺贈について少し見ていきましょう。

遺贈の効果

遺贈は、相続争いを避けるために効果的な手段です。

しかし、遺言者は一方的な思惑で特定の相続人等に財産を遺贈するため、家族全体の財産のバランスが取れなくなる遺贈も多くあります。それにより争いの火種になることも考えられます。

ただし、特定の財産を特定の者に引き継がせるためには有効な手段であることは間違いありません。被相続人の遺志を実現する手段として、また税負担の軽減策として効果があります。

なぜなら、生前に財産を特定の者に贈与した場合、高額な贈与税を払わなくてはなりません。遺贈であれば相続税の計算のみを行うので税負担が軽減されます。

遺贈と死因贈与

遺言は、遺言者の死亡から効力を生じます。人

の死に起因して財産の移転が行われるため、相続と同様の相続税課税対象となります。

これに対して、死因贈与とは、贈与契約です。贈与者が受贈者に対して特定の財産を無償で引き渡す契約を行うことにより成立します。

よって、「贈与をした者の死亡により効力を生じる贈与」のことを言います。人の死を起因とする財産の移転が生じるのは遺贈と法効果が同様であるため、その性質に反しない限り遺贈に関する規定を準用することとなっています。

相続税の実務

相続人以外の受遺者は、遺贈により取得した財産の価値に応じた相続税を納付します。ただし、被相続人の一親等の血族及び被相続人の配偶者以外の者は算出されて相続税額の2割を加算した金額を納付しなければなりません。俗にいう「2割加算」されます。

おわりに

遺贈も死因贈与もどちらも相続税の対象となります。

相続の生前対策としても重要なものとなってきますので、相続対策をお考えの方は遺贈や死因贈与を検討してみてくださいはいかがでしょうか。